

保発0125第1号
平成31年1月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について
(通知)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第14号）が本日公布され、平成31年4月1日から施行されます。

改正の趣旨及び内容について御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

後期高齢者の保険料の負担の適正化を図るため、所得の少ない被保険者に対して課する当該保険料の算定に係る基準を見直す。

第2 改正の内容

被保険者均等割額を軽減する基準のうち5割軽減及び2割軽減に係る基準について、消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、軽減措置の対象である世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、

- ・ 5割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円
- ・ 2割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円

に引き上げること。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行すること。